



社会福祉法人 三愛学園

児童養護施設 さんあい

平成29年度事業計画

神を愛し 人を愛し 土を愛す

さんあい職員及び関係者の皆様

昨年度は、さんあい創立40周年の節目となる行事を無事に実施することができました。そして今年度より、「未来に向かっての4つ挑戦」と題した中期事業計画が始まります。昨年度実施した職員1泊研修会では、さんあい設立の理念を再確認したと同時に、これからの未来に対する夢を皆で語り合いました。それらをベースにしてより具体的な目標を掲げたものが中期事業計画です。

中期事業計画の方向性が理事会の皆様にも共有される過程の中で、目標の1つに掲げた、「地域・国・世界の社会的養護の必要な子どもたちに対する貢献」があります。その具体的な方法として緊急一時保護ユニット開設の話が県・こども安全課より昨年度あり、必要な職員確保ができたという条件付きで29年度より開設の意思がある旨をお伝えいたしました。そして現場での保育士不足が深刻化している昨今の状況にも関わらず、必要とされる職員が応募してくれたことにより、緊急一時保護ユニット、オリーブを開設することができました。関係者の皆様と職員、そして神様に感謝いたします。

今年度も、さんあいでは、日々の生活の中で子どもたちに沢山の良い経験をさせたいと願っています。良い経験とは、楽しいことだけではなく。苦しいこと辛いこともあるかも知れません。職員として、さんあいでの経験が子どもたちの将来にどんな良いことをもたらすか、生活の中で伝え続ける必要があります。あいさつのできない子は、あいさつを経験させてあげる。謝れない子は謝ることを、感謝できない子は感謝すること。を。何度言っても変わらないかもしれません。でも、もし子どもたちが何処かで職員に言われていたことに気付いたとしたら、その子にどんな良いことをもたらすのでしょうか？ あいさつや謝ることで、人間関係がスムーズに行くことは世代と地域を超えた人生訓です。

職員の皆様、今年も子どもたちに良い経験をさせてあげましょう。良いことは言い続けましょう。子どもたちと皆様の日々の生活の上に神様の祝福がありますように！

平成29年度事業計画

社会福祉法人三愛学園 事業計画

中期運営方針

- 1、「児童憲章」「児童福祉法」及び「三愛学園」の理念に基づいて、児童養護施設・さんあいの養護要綱に示される養護を実践し、その内容を充実発展させる。
- 2、全国児童養護施設長研究協議会で示されている方針より、特に以下の事項に焦点を当てて取り組む。
 - 被措置児童等虐待の根絶のための取り組みを強化する。
 - 職員の人材確保・育成・定着を図る。
- 3、中期事業計画「未来に向かって4つの挑戦」の実施。
- 4、第3者評価の振り返りを行い、改善及びさらなる充実を図る。
- 5、関係機関との連携を強化し、地域福祉への協力体制を強化する。
- 6、社会福祉法改正に伴う、法人ガバナンスの再構築を行う。
- 7、役員会等の実施。
 - 定例役員会（5月、3月）
 - 臨時役員会（必要あるとき）
 - 苦情解決第三者委員会（年2回）

29年度事業計画概要

- 1、中期事業計画「未来に向かって4つの挑戦」に沿って事業を実施する。
- 2、ファミリーホーム「茜の里」の安定的な運営を目指す。
- 3、緊急一時保護ユニット「オリーブ」の開所及び安定的な運営を目指す。
- 4、平成28年度に実施した第三者評価より指摘された以下の事項の改善に取り組む。
 - 法令遵守のための各種手順書（マニュアル）の整備

児童及び職員の概要

児童養護施設さんあい

- ・児童定員 35名
- ・職員数 常勤27名

施設長、副施設長、主任、書記、ケアワーカー、臨床心理士、家庭支援専門相談員、
里親支援専門相談員、栄養士、事務等

緊急一時保護ユニット（オリーブ）

- ・児童定員 5名
- ・職員数 3名

ファミリーホーム茜の里

- ・児童定員 6名
- ・職員数 3名

平成29年度事業計画

児童養護施設さんあい 重点目標

① 子どもたち一人ひとりの最善の利益の追求

- ・挨拶、ありがとう、ごめんなさいを言い合う文化の醸成。
(思いやりのある子どもの第一歩として、まず職員同士から)
- ・子どもたちの心の安定や自立に合わせた個別ケアの実施。
(家庭や学校との連携強化)
- ・子どもたちの心身の成長に合わせたグループワークの強化。
- ・子どもたちの心の安定を目指したアニマルセラピーの導入。
- ・子どもたちの個別ケースに応じた自活訓練の推進と食育の強化。

② 退所児童へのアフターケアの充実

- ・退所児童のデータベースの構築と同窓会の実施。
- ・IT（SNS等）を用いたアフターケアの推進。

③ 職員にとっての最善の職場環境の追求

- ・担当制、勤務形態、居室構成等の評価と改善。
- ・園内外の研修機会の拡充と先駆的な取り組みをしている他施設への視察。
- ・次世代リーダーたちの育成とリーダーシップの移行。

④ 地域・国内・世界の社会的擁護の必要な子どもたちへの貢献

- ・地域の社会的擁護の必要な子どもたちのために緊急一時保護ユニット「オリーブ」の開設・運営。
- ・地域の里親や発達障害児を抱える家庭に対する研修と相談の実施。
(子育て相談室の継続と里親支援事業として「ふれあい家族」及び里親サロン「夏みかん」の開始)
- ・国内被災地等への支援及びタイの子どもたち支援の継続。
- ・上記の貢献のためにITを活用した積極的な広報・募金活動の展開。
- ・ファミリーホーム「茜の里」のサポート。

平成29年度事業計画

職員研修

主な研修予定

4月	施設内学習会①
5月	施設内学習会②
6月	施設内学習会③、園内研修①、調理関係研修、新任研修①、人材育成研修 リスクマネジメント研修、養問研全国大会（東京）
7月	施設内学習会④、園内研修②、主任級研修、社会福祉法人監査研修、心理職 研修 関東ブロック職員研修、STARSセミナー
8月	全国施設心理士懇話会
9月	施設内学習会⑤、基幹的職員フォローアップ研修、感染症専門研修、新任研 修② キリスト教連盟子育てワークショップ&フォローアップ研修
10月	施設内学習会⑥、園内研修③、接遇推進者養成研修、発達障がいステップア ップ研修 メンタルヘルス研修、児童虐待防止支援研修、深谷市虐待防止講演会 職員一泊研修
11月	さんあいセミナー、施設長県外視察研修、職員一泊研修、自立支援セミナー
12月	施設内学習会⑦、JaSPCAN、他施設派遣研修（2名）、施設長合同研修
1月	施設内学習会⑧、チューター養成研修、全養中堅職員研修、全養F S W研 修 前年度新任フォローアップ研修、熊谷児相セミナー、里親会研修
2月	施設内学習会⑨、園内研修④、新任研修③、テーマ別研修、埼性研講演会
3月	資生堂巣立ちフェスティバル

※施設内学習会①～⑨は新任職員対象に先輩職員や各専門職が講師を務め、社会的養護におかれている児童への理解を深める場とする。（第3木曜日9～10時）

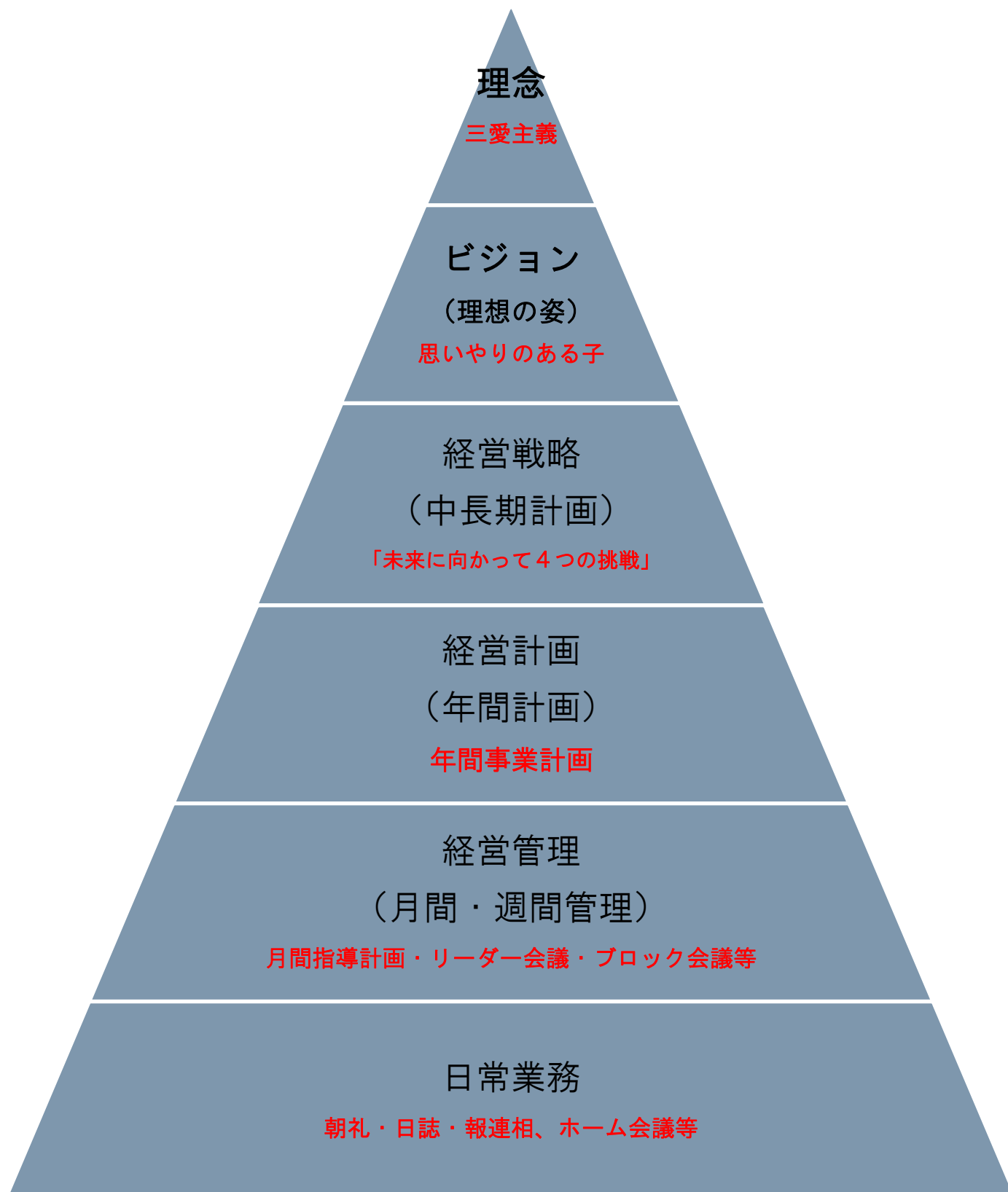
※園内研修①～④及びさんあいセミナーは、当施設S Vである藤井和子先生より、ペアレント・トレーニングを基本とした、子どもの自己肯定感を向上させるための養育力を養う研修である。さんあい全職員対象の他近隣施設の職員や里親さんへもご案内する。

※上記内容は事業計画上の予定である。職員に必要な研修があればその都度追加する。

※自己研鑽のため、自らが見つけ出した学びの場に対し、一人10,000円まで研修費用として支給する。

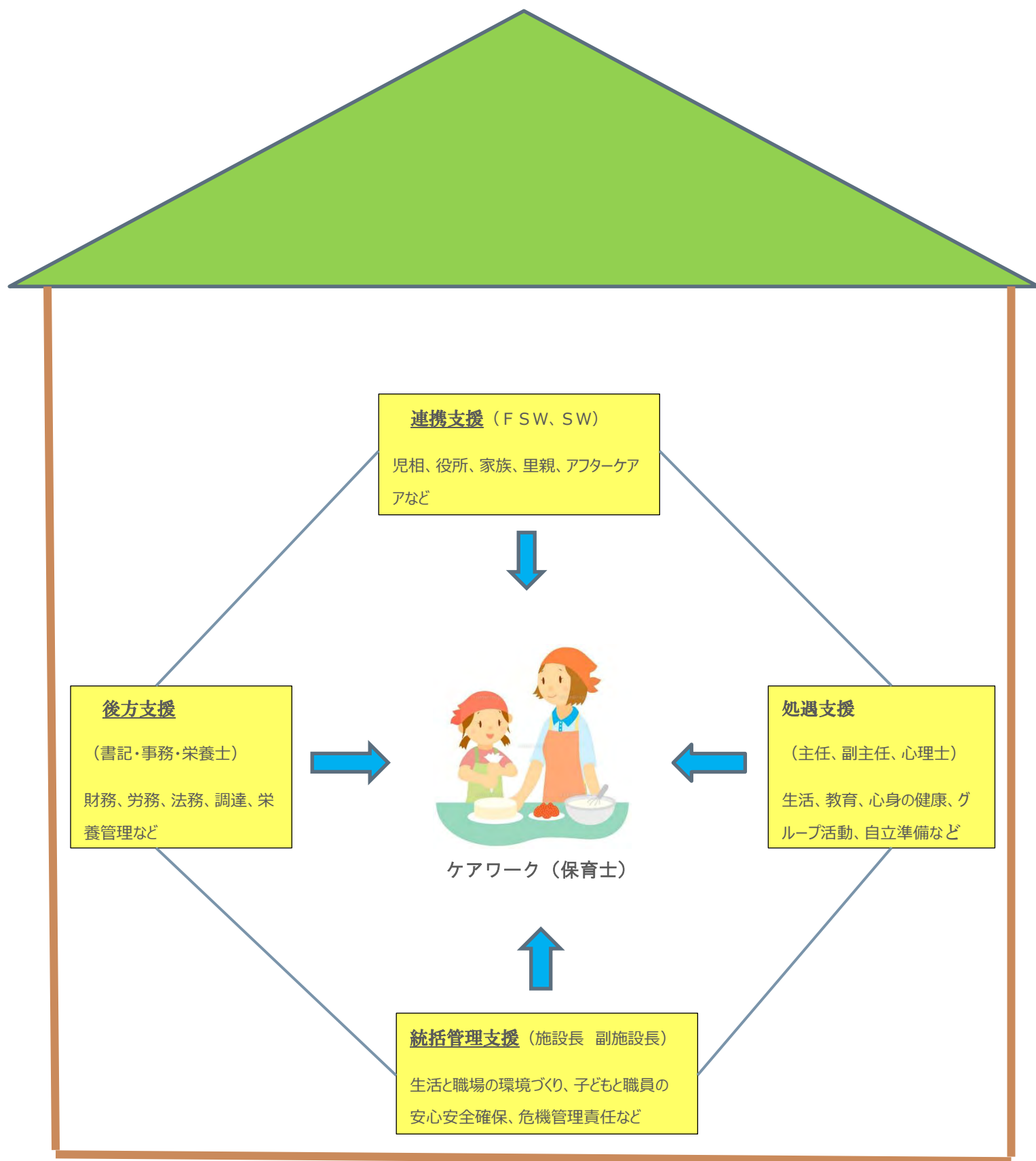
平成29年度事業計画

さんあい組織運営ピラミッド



平成29年度事業計画

さんあい養護体制（イメージ）



各タスクチーム

広報タスクチーム	広報の他に地域交流・貢献や支援者の開拓と管理を更に充実させる。広報誌さんあい新聞の発行、HP／ブログの、さんあい祭り、バザー、子育て相談室、子ども会、カフェさんあい等の運営管理を行う。	松本（リーダー）、園長、村尾、野田、山口、ディアス、赤羽（6月まで）
食育タスクチーム	従来の子どもの食育の他に、行事食、さんあいレストラン、エコの日等の推進を担う。	坂田（リーダー）、ホームリーダー全員（長島、高柳、新井、浅野、加藤、河村、高田）
性（生）教育タスクチーム	基本は性（生）教育を中心。その他に子どもの社会での自立・自活を考え、セルフ・サポート・とれなど生きる教育全般を担う。	天田（リーダー） 浅野、高柳、長島（サブリーダー） 青木よ、直接処遇ケアワーカー全員（増子、岡田、加藤、早野、山崎、河村、平松、ディアス、新井、柴崎、山本、國分、山口、奥木、岩下、高田、柳井、岡西）
職員育成・研修タスクチーム	ペアレント・トレーニング[※]、さんあいセミナー、学習会等に加え、高所大所から職員育成を目的として外部研修と園内研修の充実を図る。	青木よ（リーダー）、柳井、増子、加藤、河村、新井、早野、國分

平成29年度事業計画

危機管理タスクチーム	職員の危機管理意識を高め、防災や事故防止に努める。定期点検の実施やヒヤリハット分析からのさんあいの危機管理状況を確認し、職員へのアドバイスとサポートを行う。	野田（リーダー）、青木よ、青木の、高柳、松本、園長
子どもの権利擁護タスクチーム	さんあい職員間の子どもの権利擁護意識の向上を目指し、入所児童のみならず、被虐待児や地域の貧困家庭の子どもの権利擁護の視点から、緊急一時保護、ショートステイ、トワイライト事業等のニーズを把握し、必要な活動を実施する。	高柳（リーダー）、青木の、高田、平松、増子
学習支援タスクチーム	緊急一時保護ユニットに保護されている児童の支援を中心に学習支援体制を充実させる。	高田（リーダー）、柳井、岡西、青木よ、野田、天田
アフターケアタスクチーム	退所児童のアフターケアの充実を目標として、児童や支援体制の課題を整理し、施設として可能な支援を実施する。	青木の（リーダー）、松本、青木よ、野田、長島、平松

各種会議

法人運営会議

理事長、施設長、書記で構成され、「茜の里」を含む法人全体の財務、法務、人事等の運営管理や評議会や理事会の運営管理に関する協議を行う。

運営会議

施設長、書記、主任、F S Wで構成され、子どもの処遇やそれに伴う職員体制等の重要事項や課題等の協議を行う。また、年間事業計画や中期計画策定とその実施状況の管理も行う。

リーダー会議

施設長、書記、主任、副主任、緊急一時保護ユニットホームリーダー、専門職で構成され、児童の処遇に関わる情報共有及び検討事項の協議を行う。

ブロック会議

各ブロックメンバーで構成され、必要に応じて施設長、主任、専門職が参加する。ブロック内児童の処遇に関する情報共有や検討事項の協議を行う。また、心理的なケアや心理士との連携が必要と思われる児童に対して「療育ケースカンファレンス」の時を持つ。その際は、心理士、主任、F S Wの参加は必須とし、会議議事録に項目を設けて簡潔に記録する。

ホーム会議

ユニット職員で構成され、ユニット内児童の処遇に関する情報共有や検討事項の協議を行う。

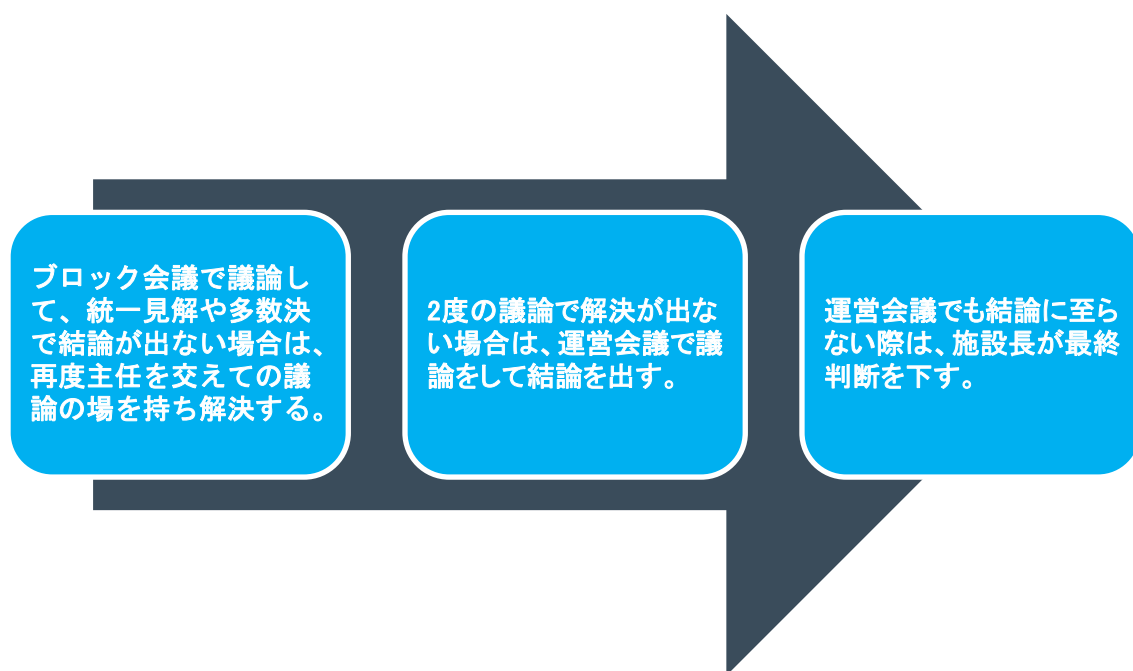
タスクチーム会議

タスクチームメンバーで構成され、必要に応じてリーダーが招集する。

さんあい課題解決プロセス

- 適応範囲

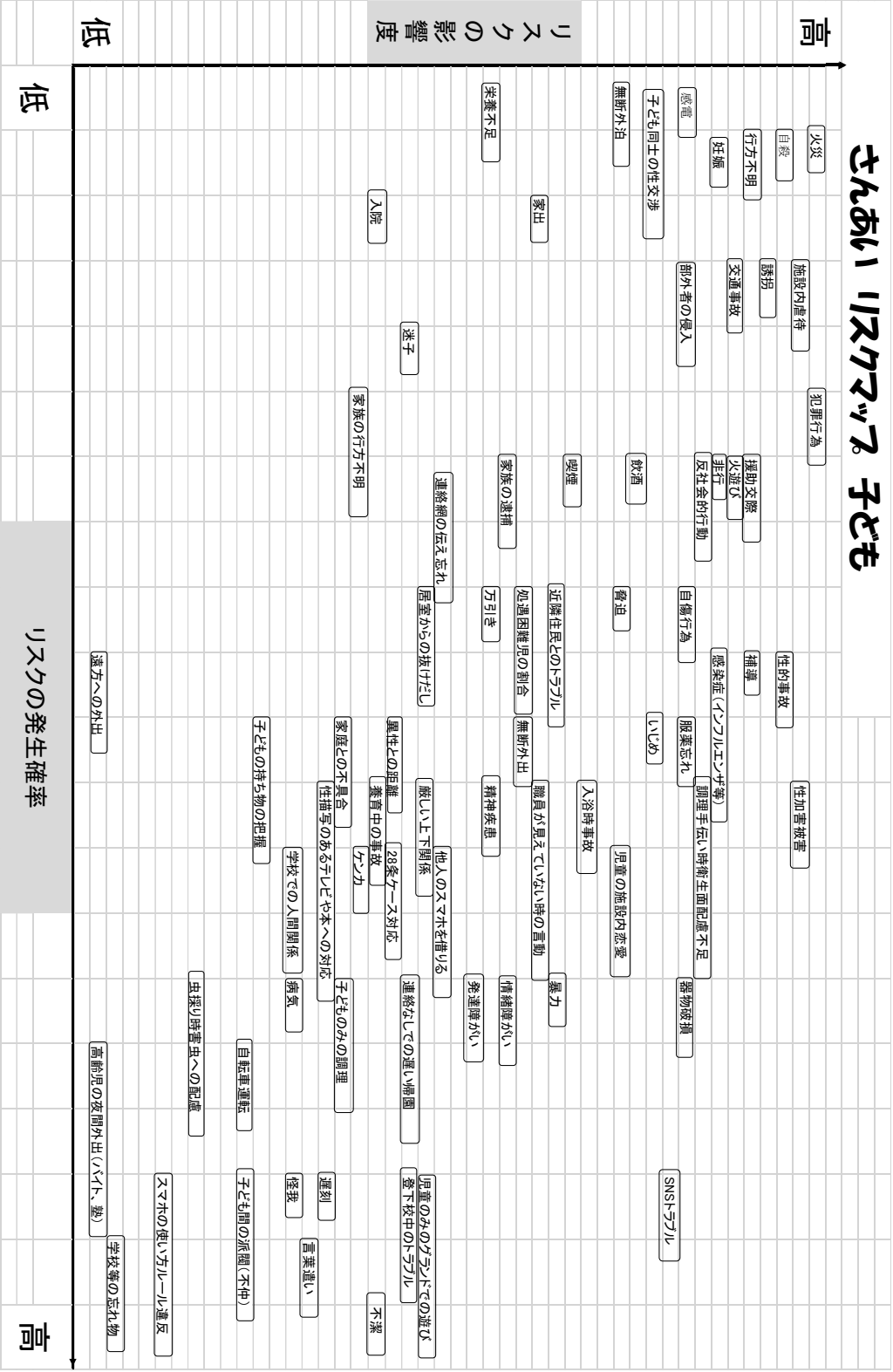
さんあいでは、ブロックというチームで児童の養育を担っているので、処遇に関わる課題解決のプロセスには、充分に意見を出しあって関係職員全員が納得できる結論を出すことが望ましい。ただ、課題によっては対応の期限が定められていて、緊急に結論を出さなくてはならない場合もある。以下に示すプロセスは、児童の処遇に関して緊急性が求められる課題の解決に適応される。（但し、危機管理対応の課題はこのプロセスの範囲ではない。）



- このプロセスを進める上での職員の心構え

- ① 一人一人が自分の意見をはっきりと明確に表明する。（沈黙は議論の妨げ）
- ② 多様な意見を真摯に受け止める。
- ③ 会議の場の感情は、会議の後には持ち越さない。
- ④ 司会者は、会議終了時間をあらかじめ設定し、スムーズな司会進行を心がける。参加者は司会者を助けて議論を進める。（お茶やお菓子の準備は不要）
- ⑤ 自分とは違う考えが結論になっても、チーム全体、施設全体の結論として尊重する。

リスクマップ



入所児童同士のトラブルによる負傷事故防止策

2015年12月29日 施設長

職員の皆様、

2015年12月21日に起こったKくんの負傷事故を、たまたま起こってしまった事故として過去のものにするのではなく、職員個人として施設全体として、より良い養育を目指して改善すべきことを見つめるべきです。以下に挙げる項目は、このような事故を未然に防ぐために整理して記したものです。今後の業務に是非生かして下さい。

1. 危機管理の視点を磨く

子ども同志のトラブルで事故に結びつくような事項（例：押す、手を出す、蹴る、その他の危険行為）は、ヒヤリハットを提出して職員間で共有する。「最悪のことが起ってしまったら」の視点を常に持つ。

2. 養育上の指導を徹底する

人を傷つけてしまうことの重大性や相手を怒らせてしまうことの重大性をしっかりとその場で教えてゆく。危険行為は絶対に見過ごさない。その場で毅然とした指導をする。必要に応じて、副主任や主任、施設長のサポートを得る。

3. 予見的視点を磨く

ヒヤリハットもその1つである。ヒヤリハットでの共有後は、すべての職員は危険行為が起これることを予見できる立場にある。即ち、「善良な管理者としての管理義務」が発生する。したがって、子どもの行動と危険を見極め、事前に危険を回避することが求められることになる。もし、これを怠り事故が発生してしまった場合は、組織として個人として訴えられることもありうる。

4. 事故が起こってしまった後の知識を持つ

加害者の子どもが14歳以上で重篤なケースは、刑事事件として警察の介入がありうる。14歳以下であれば、警察の介入もありえるが、児童相談所への通告処分での処理。また、子どもや家族の申し立てにより、民事訴訟や子どもの権利侵害や苦情解決の対象になりえることも心しておく。

5. 「子どもの最善の利益」の視点で臨む

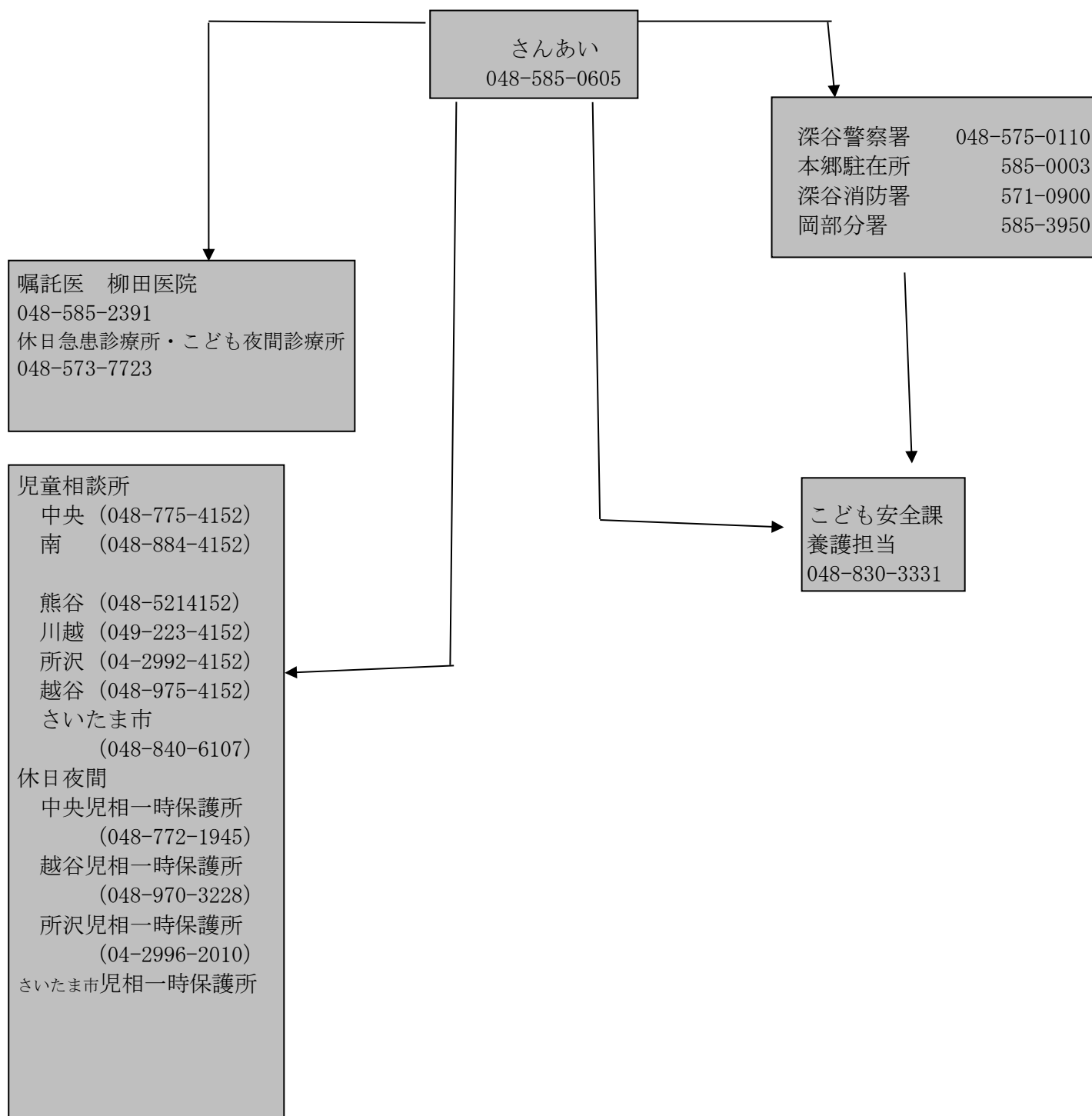
子どもを被害者にも加害者にもさせない。児童養護施設の職員としてさんあい生活する時だけでなく、子どもの将来の社会生活を考える上で最も重要な視点。自己防衛や組織防衛の視点に陥らず、児童養護の現場のプロとして、常に「子どもの最善の利益」の視点で臨む。

別紙 1

事 故 等 の 報 告 例

報告を要する 事件・事故	報 告 例	報 告 先
○児童の権利侵害 に関わる事件・ 事故	・ 施設長が児童に対し、体罰、暴言、性的行為等の心身に有害な影響を与える行為（以下「有害行為」という。）を行った場合 ・ 職員が児童に対し有害行為を行った場合 ・ 児童が性的被害を受けた、あるいは与えた場合	こども安全課 児童相談所
○児童の生命・心 身に重大な影響 を及ぼす事件・ 事故（権利侵害 を含む）	・ 児童が死亡した場合 ・ 児童が負傷した、あるいは負傷させた場合 ・ 児童が交通事故にあった場合 ・ 児童が感染症に罹患した場合	こども安全課 児童相談所
○県民の心身・財 産等に重大な被 害を与える事故	・ 児童が施設外の者に対し暴力を振るうなどにより心身に被害を与えた場合 ・ 児童が施設外の者の財産を侵害（窃盗、破壊）した場合	児童相談所
○施設設備等に重 大な被害を及ぼ す事件・事故	・ 台風・地震・火災等により施設設備に被害が生じた場合	こども安全課 児童相談所
○その他報告が必 要と認められる 事件・事故	・ 個人情報漏洩した場合	こども安全課 児童相談所
	・ 児童が無断外出した場合	児童相談所
	・ その他、施設長が報告が必要と判断したもの	

児童の事故発生時の連絡体制



子どもたちの29年度が神様に守られて
豊かな年になりますように！



児童養護施設は、保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。（児童福祉法 第41条）

児童養護施設 さんあい

369-0212 埼玉県深谷市櫛挽15-2

電話 048-585-0605

Fax 048-585-0562

[Web サイト]<http://www.san-ai-jidouyougou.net/index.html>